

金融制度等に関する課題とこれまでの金融審議会の提言等	最近の主な動き
<p>横断的な金融商品の販売・勧誘ルールの整備（第一部会報告「中間整理（第二次）」1999年12月21日）</p> <p>金融分野における裁判外紛争処理制度の整備 「金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげるため、金融当局、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加する「金融トラブル連絡調整協議会（仮称）」を設置すべきである。」（答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」2000年6月27日）</p> <p>金融分野における消費者教育の推進 「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される。」（答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」）</p> <p>金融分野における個人情報保護等の在り方 従来は、個人信用情報保護・利用の在り方を議論の対象にしてきたが、個人情報保護基本法制との整合性にも配慮しつつ、個人信用情報にとどまらない、金融分野における個人情報保護・利用の在り方を検討していくこととされた。（金融審議会総会「金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方」2000年12月21日）</p>	<p>「中間整理（第二次）」を受け、「金融商品の販売等に関する法律」を制定。同法の施行（2001年4月1日）に向け、「金融商品の販売等に関する法律施行令」を制定。</p> <p>「金融トラブル連絡調整協議会」第一回を2000年9月7日、第二回を2000年11月8日、第三回を2001年1月16日に開催。</p> <p>金融庁ホームページに「消費者情報コーナー」を開設。財務局等において「金融商品販売法の概要」等について消費者に対し講演会を実施。 金融制度及び金融商品等に係るパンフレットを作成し配布。</p> <p>個人情報一般の保護の在り方について、「個人情報保護基本法制に関する大綱」（個人情報保護法制化専門委員会2000年10月11日）が公表され、個人情報保護に関する基本法制の立案作業が進められているところ。 引き続き金融審議会においてご審議いただくことを念頭に、個人情報保護基本法制の立案作業の進捗状況をみながら当局において検討中。</p>

金融制度等に関する課題とこれまでの金融審議会の提言等	最近の主な動き
<p>金融システムの一層の安定化と利用者の保護を図るためのセーフティーネットの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理の在り方について」(1999年12月21日)</li> <li>・ 第二部会報告「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」(1999年12月21日)</li> <li>・ 第二部会報告「保険会社のリスク管理について(保険会社会計を巡る論点整理)」(2000年6月14日)</li> <li>・ 第二部会とりまとめ「保険会社への金融商品の時価評価の導入について」(2000年10月3日)</li> </ul> <p>幅広い資産を対象とする集団投資スキーム法制の整備(第一部会報告「中間整理(第二次)」1999年12月21日)</p> <p>新たな形態による銀行業への参入への対応等 金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」(2000年12月21日)</p> <p>電子商取引の推進</p>	<p>「預金保険法等の一部を改正する法律」を制定。協同組織金融機関の経営基盤強化に関する措置等については2000年6月30日より施行。恒久的な預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度に係る措置等(2001年4月1日施行)に係る政令・府令を近日中に制定予定。</p> <p>「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を制定、2000年6月30日より施行。</p> <p>保険会社への金融商品の時価評価の導入について、第二部会とりまとめを受け、日本公認会計士協会から「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」を公表(2000年11月16日)。</p> <p>「中間整理(第二次)」を受け、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」を制定。関係政令・府令等を整備し、2000年11月30日より施行。</p> <p>金融再生委員会・金融庁において「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)」を策定(2000年8月3日)。</p> <p>第一部会報告を受けて当局において銀行法、保険業法等の改正法案提出へ向け検討中。</p> <p>「IT戦略会議」を中心として情報通信技術による産業・社会構造の変革(いわゆる「IT革命」)への取り組みが行われており、電子商取引を推進するため、金融分野を含め、民間同士の書面交付を義務づけている法律を一括して改正する法律が先の臨時国会で制定された。</p>

金融制度等に関する課題とこれまでの金融審議会の提言等	最近の主な動き
<p data-bbox="304 240 1137 357">証券取引所等の株式会社化（第一部会報告「証券取引所等の組織形態の在り方について」2000年2月22日） 企業内容等の開示制度の電子化</p> <p data-bbox="280 491 1137 815">証券決済システムの改革等 「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべき」であり、それに加えて、「真に利用者のニーズを満たした証券決済システムの実現のためには、幅広い市場関係者が主体的かつ積極的に改革の努力を行うことが不可欠である。」（答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」）</p> <p data-bbox="309 906 1021 943">金融機関監督の国際的な動きに対応した制度整備等</p>	<p data-bbox="1205 240 2002 443">「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」を制定。証券取引所等の株式会社化については2000年12月1日より施行。企業内容等の開示制度の電子化（2001年6月1日より順次施行）については政令・府令を作成中。</p> <p data-bbox="1205 491 2002 735">当局において、CPのペーパーレス化を含めた及び証券決済システムの改革を図る法制整備に向けて、法務省等とともに精力的に検討を行っている。 市場慣行、事務処理フローの見直し等についても、市場関係者サイドにおいてワーキンググループが設置され、当局と緊密な連携のもと検討が行われているところ。</p> <p data-bbox="1205 906 2002 1023">バーゼル銀行監督委員会より、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」（BIS規制見直しの第二次市中協議案）を公表（2001年1月16日）</p>

金融制度等に関する課題とこれまでの金融審議会の提言等	最近の主な動き
<p>自動車損害賠償責任保険に関する制度整備            保険金支払いの適正化のための措置、政府再保険制度の廃止、保険料水準の見直し等について、自動車損害賠償責任保険審議会が答申（2000年6月28日）</p> <p>公認会計士に関する制度整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正・公正な監査の確保、公認会計士の質の向上、環境の変化に適合した監査法人制度及び業務範囲等のあり方について、公認会計士審査会監査制度小委員会が「監査制度を巡る問題点と改革の方向」をとりまとめ（2000年6月29日）</li> <li>・公認会計士試験制度のあり方、試験実施のあり方について、公認会計士審査会試験制度に関する検討小グループが「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」をとりまとめ（2000年6月29日）</li> </ul>	<p>自動車損害賠償責任保険審議会答申を受けて、関係省庁間において、自動車損害賠償法等の改正法案提出へ向け検討中。</p> <p>日本公認会計士協会において、監査の品質管理レビューの実施(1999年4月開始)及びレビュー結果の公表(2000年7月)、倫理規則の制定(2000年7月)、監査実務規範の体系的整備等の諸施策が順次実施されているところ。</p>